

入札説明書

1. 物件名 令和8年度 宅配便運送業務

2. 仕様及び数量 別添仕様書のとおり

3. 入札公告日 令和8年2月9日

4. 入札及び開札日時

令和8年3月2日（月） 午後1：30入札締切

午後1：30開札

※紙入札を行う者は、午後1時25分までに入札会場へ集合して下さい。

※電子調達システムにより入札に参加される方は、開札状況を適宜ご確認下さい。

5. 会場 関東森林管理局 2階 小会議室

6. その他 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

(1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得

(ホームページからダウンロードし熟知すること。)

(2) 契約書（案）

※契約締結時には、別紙「物品運送等予定金額表」に単価（予定区域以外も含む）及び予定金額を記入して提出いただきます。

(3) 仕様書

(4) 入札書

(5) 委任状作成例

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年2月26日（木）午後3：00までに関東森林管理局経理課企画係に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

【証明書等】

1. 資格確認通知書（写し）全省庁統一資格
2. 会社概要等

宅配便運送業務契約書（案）

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、宅配便運送業務に関する契約を次の条項により締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年4月1日

依頼者 （甲） 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

請負者 （乙）

条 項

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

（1）業務内容

「運送業務仕様書」のとおり

（2）契約期間

自 令和 8年 4月 1日

至 令和 9年 3月 31日

（3）運送費

別紙1「物品運送等予定金額表」のとおり。

ただし、予定区域・サイズ以外の発送が生じたときは、乙が公表している統一価格を適用した運送単価により算定した価格とする。

（4）運送完了期限

引き渡し後、乙の公表する期限とする。

（5）契約保証金

免除。

（権利役務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に属する権利または役務を、甲の承認を得ないで第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。

(運送品の接受等)

第3条 乙は、運送品の引渡しを受けたときは、甲に所定の受領書を発行しなければならない。

(配送先における運送品の接受等)

第4条 乙は、甲の指定する配送先において、引渡し確認を受けたときは、配達票に受領印またはサインを受けるものとする。上記以外の方法をとる場合は、あらかじめ甲に申し出、承認を得ることとする。

(天災その他の不可抗力による措置)

第5条 乙は、天災その他の不可抗力により、第1条(4)の期限までに運送を完了できないと認めるときは、甲に通知するとともに指示を受けるものとする。

(履行延滞違約金)

第6条 乙は、前条の指示に基づく場合以外であって、第1条(4)の期限を超えて運送品の運送を完了したときは、期限の翌日から起算して当該運送を完了した日までの日数に応じて、当該運送賃に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した金額を、違約金として甲の指示により納付しなければならない。

(事故の場合の措置)

第7条 乙は、運送品の滅失又はき損等の事故が発生したとき又はおそれがあるときは、最善の措置を講ずるとともに、甲にその旨を報告のうえ指示を受けなければならない。

(保管責任)

第8条 乙は、運送品を受理してから、引渡しを完了するまでは保管の責を負うものとする。

2 乙の責に帰する理由により、保管中の運送品について滅失又はき損等の事故が発生し、甲に損害をおよぼしたときは、甲の認定に基づいて損害を賠償しなければならない。

3 乙は、甲から運送保険を掛けることについて指示のあった運送品に対しては、甲を受取人とする当該運送品の価額に相当する金額の運送保険を掛けて運送するものとする。

4 前項の運送保険に相当する費用は、甲が当該運送品の運送賃とともに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、関東森林管理局構内において、運送品の積込み、発送等を実施する場合に、乙の責に帰する理由により、甲の所有する建物及び物品等に損害をおよぼしたときは、甲の認定に基づいて損害を賠償しなければならない。

(運送賃の支払い)

第10条 乙は、第4条の引渡し確認を受けた運送品の料金額を、1ヶ月毎に取りまとめ、支払請求書に当該運賃料金明細書を添付し請求することができる。

甲は、乙の提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(業務の履行責任)

第12条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第18条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第15条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第16条 甲は、業務が完了しない間は、第13条又は第14条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を継続することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第19条 第17条及び前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第17条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第20条 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は

乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第13条及び第14条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（債権・債務の相殺）

第21条 この契約において、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

（契約の改定）

第22条 経済事情、運送方法等の変更及び運送料金の改定によって、この契約を改定する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ契約内容の変更をおこなうものとする。

（契約外事項）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決）

第24条 この契約について紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する第三者の調停により解決するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第25条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

別紙特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に

関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

運 送 業 務 仕 様 書

1 業務の目的・内容

乙は、甲から運送の発注を受けた物品等（以下「運送品」という。）を甲が指定した集荷日時及び場所において集荷を行い、厳重な管理のもと、安全かつ確実に甲の指定人へ運送し、引き渡すものとする。

予定数量、サイズは、別紙1「物品運送等予定金額表」のとおりとする。

2 運送品の集荷

(1) 集荷については、関東森林管理局において、毎日、原則午後4時まで甲の指定する場所にて行う。

ただし、原則下記の期間を除く。

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・令和8年12月29日から令和9年1月3日までの期間

なお、使用する運送伝票は、届先欄及び発送元欄に、甲の指定した住所、氏名等を印字したものを乙が用意する（元払及び着払の2種類）。

(2) 関東森林管理局以外の場所から発送する場合については、甲が乙の当該発送場所の集荷担当営業所等へ電話連絡し、集荷日時及び場所の指定を行う。

(3) 離島（別紙1「物品運送等予定金額表」の地区を除く。以下同じ）向けに発送する場合において、乙がその取扱いを行っていないときは、発送する地域・重量区分に応じた宅配便の料金単価により発注するものとする。

3 運送日数

(1) 元払い

元払いについては離島を除き、集荷日の翌日から起算して、原則、本州の各都府県向けは2日以内に、北海道、四国、九州の各道県及び沖縄本島向けは3日以内に、小笠原諸島父島向けは8日以内に運送すること。

離島においては、集荷日から原則8日以内に運送すること。

なお、甲は、上記の基準日数にかかわらず、到着日時を遅らせて指定することができるものとする。

(2) 元払いの速達

元払いの速達の扱いがある場合は、遠隔地、離島を除き、原則、集荷日の翌日午前中までに運送すること。

(3) 着払い

着払いについては、原則、元払いの運送日数と同じ日数で関東森林管理局あてに運送すること。

4 業務完了の確認

甲は必要に応じ、乙に運送引渡し完了の確認を求めることができる。この場合、乙は運送引渡しを証明する書類を甲に提示するものとする。

5 責任の始期及び終期

乙の運送品に関する責任は、甲から運送品の引渡しを受けたときに始まり、甲の指定人へ運送品の引渡しを完了したときに終わるものとする。

6 事故等の通知

乙は、甲から引渡しを受けた運送品について、紛失、損傷、著しい運送遅延その他運送業務に関し事故があったとき、又はその恐れがあるときは、臨機の措置を講じるとともに、ただちに、その旨を甲に通知し、必要な指示を受け、処理しなければならない。

7 履行場所

発送元・発送先は、甲が指定する場所とする。

8 その他

本業務で知り得た事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

別紙 1 (参考)

令和8年度

物品運送等予定金額表

(単位 : 個)

		北海道	北東北 青森 秋田 岩手	南東北 宮城 山形 福島	関東 東京 神奈川 千葉 埼玉 ※ 群馬 茨城 栃木 山梨	小笠原(父島)	信越 新潟 長野	北陸 富山 石川 福井	中部 静岡 愛知 三重 岐阜	関西 大阪 京都 滋賀 奈良 和歌山 兵庫	中国 岡山 広島 山口 鳥取 島根	四国 香川 徳島 愛媛 高知	九州 福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島	沖縄(本島)	計
予定個数	サイズ														
	60cm迄		1	111	210	15	71		46	2					456
	80cm迄	1	1	130	187	30	58	1	70	1	1	1	1	482	
	100cm迄		1	39	76	3	27	2	26	1				175	
	120cm迄			13	57	4	16		6	2				98	
	140cm迄			8	22	1	5	3	5				44		
合計		1	3	301	552	53	177	6	153	6	1	1	1	1,255	

(単位 : 円)

		北海道	北東北	南東北	関東	小笠原(父島)	信越	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
単価 (税抜)	サイズ													
	60cm迄													
	80cm迄													
	100cm迄													
	120cm迄													
	140cm迄													

(単位 : 円)

		北海道	北東北	南東北	関東	小笠原	信越	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
予定金額	サイズ														
	60cm迄														
	80cm迄														
	100cm迄														
	120cm迄														
	140cm迄														
合計															

※契約締結時には、 内に金額を記載し提出していただきます。
 ※群馬を別途予定区域にする場合は、別紙2に記入する。

消費税	
総計	
∴年間予定金額(税抜)	
∴年間予定金額(税込)	

別紙 2

群馬を予定区域にする場合の運送単価

	サイズ	群馬	群馬県内宛先の令和7年度実績(参考)
単価 (税抜)	60cm迄		12
	80cm迄		20
	100cm迄		6
	120cm迄		-
	140cm迄		-
	160cm迄		-

入札書

物件の名称 令和8年度 宅配便運送業務

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

商号又は名称
代表者役職氏名

令和8年 月 日公告
物件の名称 令和8年度 宅配便運送業務

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和7・8・9年度 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
- ② 会社概要等

(担当)

- 1 所属部課名 :
- 2 役 職 :
- 3 担当者氏名 :
- 4 電話番号 :
- 5 FAX番号 :

作成例

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和〇〇年△月□□日

入札日を記入

2 件名 ○号物件 ○○○○○○○○○○○業務

物件名を記入

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

住所 ○〇県△△市□□町1-2-3

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。